

諮問第百一号

近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための罰則の整備を早急に行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を賜りたい。

要綱（骨子）

第一 強姦^{かん}の罪（刑法第七十七條）の改正

暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の者を相手方として性交等（相手方の膣^{ちつ}内、肛門^{こうもん}内若しくは口腔^{くわう}内に自己若しくは第三者の陰茎を入れ、又は自己若しくは第三者の膣内、肛門内若しくは口腔内に相手方の陰茎を入れる行為をいう。以下同じ。）をした者は、五年以上の有期懲役に処するものとする。十三歳未満の者を相手方として性交等をした者も、同様とすること。

第二 準強姦の罪（刑法第七十八條第二項）の改正

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、第一の例によるものとする。

第三 監護者であることによる影響力を利用したわいせつな行為又は性交等に係る罪の新設

一 十八歳未満の者に対し、当該十八歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力を利用してわいせつな行為をした者は、刑法第七十六條の例によるものとする。

二 十八歳未満の者を現に監護する者であることによる影響力を利用して当該十八歳未満の者を相手方として性交等をした者は、第一の例によるものとする。

三 一及び二の未遂は、罰するものとする。

第四 強姦の罪等の非親告罪化

一 刑法第百八十条を削除するものとする。

二 刑法第二百二十九条を次のように改めるものとする。

第二百二十四条の罪及びこの罪を幫助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第五 集団強姦等の罪及び同罪に係る強姦等致死傷の罪（刑法第百七十八条の二及び第百八十一条第三項）の廃止

刑法第百七十八条の二及び第百八十一条第三項を削るものとする。

第六 強制わいせつ等致死傷及び強姦等致死傷の各罪（刑法第百八十一条第一項及び第二項）の改正

一 刑法第百七十六条若しくは第百七十八条第一項若しくは第三の一の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し

、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処するものとする。

二 第一、第二若しくは第三の二の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処するものとする。

第七 強盗強姦及び同致死の罪（刑法第二百四十一条）並びに強盗強姦未遂罪（刑法第二百四十三条）の改

正

一 次の1に掲げる罪又は次の2に掲げる罪の一方を犯した際に他の一方をも犯した者は、無期又は七年以上の懲役に処するものとする。ただし、いずれの罪も未遂罪であるときは、その刑を減輕することができるものとする。

1 第一若しくは第二の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は第六の二の罪（第三の二の罪に係るものを除き、人を負傷させた場合に限る。）

2 刑法第二百三十六條、第二百三十八條若しくは第二百三十九條の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は同法第二百四十條の罪（人を負傷させた場合に限る。）

二 一ただし書の場合において、自己の意思によりいずれかの犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、

又は免除するものとする。

三 一の1に掲げる罪又は一の2に掲げる罪の一方を犯した際に他の一方をも犯し、いずれかの罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処するものとする。

法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会委員等名簿

（平成27年12月16日現在）

（注）○印は法制審議会委員を示す。

部会長

早稲田大学教授 ○山口 厚
委員

慶應義塾大学教授	井田 良
法政大学教授	今井 猛 嘉
中央大学教授	小木 曾 綾
早稲田大学教授	北川 佳世子
首都大学東京教授	木村 光 江
武蔵野大学教授	小西 聖 子
東京大学教授	佐伯 仁 志
京都大学教授	塩見 淳
東京地方裁判所部総括判事	田邊 三保子
法務省大臣官房審議官	辻 裕 教
弁護士（第二東京弁護士会所属）	角田 由紀子
法務省刑事局長	林 眞 琴
最高裁判所事務総局刑事局長	平木 正 洋
警察庁刑事局長	三浦 正 充
弁護士（第一東京弁護士会所属）	宮田 桂 子
最高検察庁検事	森 悦 子

幹事

神戸大学教授	池田 公 博
内閣法制局参事官	岡本 章
最高裁判所事務総局刑事局第一課長	香川 徹 也
法務省刑事局刑事法制管理官	加藤 俊 治
目白大学専任講師・ 公益社団法人被害者支援都民センター臨床心理士	齋藤 梓
弁護士（横浜弁護士会所属）	武内 大 徳
警察庁刑事局捜査第一課長	田中 俊 恵
法務省刑事局刑事法制企画官	中村 功 一
東京大学教授	橋爪 隆 子
法務省刑事局刑事課長	松下 裕

関係官

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長	小林 明 生
法務省特別顧問	松尾 浩 也